

利根町告示第4号

平成24年第1回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年2月20日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成24年3月1日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成24年第1回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	3 . 1	木	本 会 議	開会 提出議案説明（一部採決）	午前10時
2	3 . 2	金	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
3	3 . 3	土	休 会	議案調査	
4	3 . 4	日	休 会	議案調査	
5	3 . 5	月	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
6	3 . 6	火	本 会 議	一般質問（2人）	午後1時
7	3 . 7	水	本 会 議	提出議案説明（一部採決） （特別委員会付託）	午前10時
8	3 . 8	木	委 員 会	付託審査（特別委員会）	午前9時
9	3 . 9	金	休 会	議案調査	
10	3 . 10	土	休 会	議案調査	
11	3 . 11	日	休 会	議案調査	
12	3 . 12	月	委 員 会	付託審査（特別委員会）	午前9時
13	3 . 13	火	委 員 会	付託審査（特別委員会）	午前9時
14	3 . 14	水	休 会	議案調査	
15	3 . 15	木	本 会 議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成24年第1回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成24年3月1日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	飯田	修君
企画財政課	長	秋山	幸男君
税務課	長	坂本	隆雄君
まちづくり推進課	長補佐	石川	篤君
住民課	長	木村	克美君
福祉課	長	師岡	昌巳君
保健福祉センター	所長	石塚	稔君
環境対策課	長	蓮沼	均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		矢口	功君
経済課	長	菅田	哲夫君
都市建設課	長	飯塚	正夫君
会計課	長	鈴木	弘一君
教育	長	伊藤	孝生君
学校教育課	長	鬼沢	俊一君
生涯学習課	長	石井	博美君
水道課	長	福田	茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

2 番	花 嶋 美 清 雄 君
3 番	船 川 京 子 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成24年3月1日(木曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第1号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第4 議案第2号 利根町復興まちづくり支援事業交付金基金条例
- 日程第5 議案第3号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例
- 日程第7 議案第5号 利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 利根町立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 利根町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例
- 日程第10 議案第8号 取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の変更について
- 日程第11 議案第9号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第12 議案第10号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第11号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第12号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第13号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第14号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第15号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算(第5号)

- 日程第18 議案第16号 利根町教育委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第17号 文間地区農村集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第18号 利根東部農村集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について
- 日程第22 議員提出議案第1号 放射能等災害対策特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第1号
- 日程第4 議案第2号
- 日程第5 議案第3号
- 日程第6 議案第4号
- 日程第7 議案第5号
- 日程第8 議案第6号
- 日程第9 議案第7号
- 日程第10 議案第8号
- 日程第11 議案第9号
- 日程第12 議案第10号
- 日程第13 議案第11号
- 日程第14 議案第12号
- 日程第15 議案第13号
- 日程第16 議案第14号
- 日程第17 議案第15号
- 日程第18 議案第16号
- 日程第19 議案第17号
- 日程第20 議案第18号
- 日程第21 議案第19号
- 日程第22 議員提出議案第1号

午前10時00分開会

議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回利根町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議長（五十嵐辰雄君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

茨城県町村議会議長会より、去る2月14日、在職12年以上の自治功労者として今井利和君と私が表彰されました。また、全国町村議会議長会より、去る2月9日、優良町村議会として当議会が表彰されたので報告します。

次に、監査委員から、平成23年11月分から平成24年1月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、

2番 花 嶋 美清雄 君

3番 船 川 京 子 さん

を指名します。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの通算15日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの15日間に決定しました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

議長（五十嵐辰雄君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成24年度施政方針、並びに提出議案の総括説明を行います。

本日ここに、平成24年第1回利根町議会定例会が開催され、平成24年度予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、町政に対する私の基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位と町民の皆様方のご理解とご協力をお願いするものであります。

昨年3月11日に起きました東日本大震災から、間もなく1年が経過しようとしておりま

す。この厳しい寒さの中での被災地の生活を思いますと、とても心が痛むところでございます。特に、津波による東北太平洋沿岸の被災地では、生活に必要な様々な支援が不足し、行方や安否がわからない方々がいまだに大勢いるなど、改めて地震や津波の計り知れない驚異を感じるとともに、危機管理の重要性を再認識しているところでございます。

間もなく一年が経過しようとしている今、震災に遭われた方々に対しましては、改めてこの場をおかりし、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、この震災で亡くなられた方々に対しましては、心から哀悼の意を表します。

当町におきましては、この地震により停電や断水、液状化現象、また、町道や利根川堤防に亀裂が生じ、震災当時は大変深刻な事態に陥りましたが、関係機関や町民の皆様方のご理解とご協力をいただき、現在、生活支援、本復旧工事、放射線問題等について、一つ一つ取り組んでいるところでございます。

こうして、町民の皆様方が一日も早く震災前のふだんの生活に戻れるよう、震災以降、様々な復旧・支援に努めているところでありますが、この場をおかりしまして、各方面にわたりボランティア活動や支援活動など、人的にご協力をいただきました関係者の方々や、多大なる支援金、義援金、寄附金をちょうだいしました公共的団体や企業などの関係者の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

さて、世界に目を向けますと、欧州の政府債務危機を受け、年明けの1月16日には、平成12年12月以来、約11年ぶりに円高・ユーロ安が更新されるなど、欧州の政府債務危機に対する懸念が強まり、現在、ヨーロッパの信用不安が広がりを見せておりますが、ここに来て改善傾向にあるというところでございます。

日本経済に触れますと、政府は、昨年12月からことし2月までですが、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中、緩やかに持ち直している」と景気判断を表明しておりますが、先行きについては、海外景気の下振れや原子力災害の影響などにより、我が国の景気が下押しされるとの見方を示しております。

雇用情勢は、昨年12月時点ではありますが、昨年の平均完全失業率が、東北3県を除き4.5%と、前年と比べ改善、また、平均の全国有効求人倍率についても0.65倍となり、2年連続で改善をしておりますが、先行きの雇用情勢は依然として不透明な状況が続いております。

こうした状況の中、政府は国内経済の確かな再生を図ろうと、6年ぶりに対前年比2.2%減、額にして約90兆3,000億円の一般会計予算案に、東日本大震災の復興特別会計や基礎年金の国庫負担財源などを含めると過去最大となる新年度当初予算案を今国会に提出し、現在、その審議が行われているところでございます。

中でも地方関連では、地方交付税の総額が5年連続で増加しており、安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源を適切に確保するなど、地方財政に配慮された措置がとられておりますが、予算の年度内成立については現在不透明な状況が続いており、国民生活へ

の影響が心配されるところでもございます。

また、県の予算に触れますと、やはり震災の影響が非常に強く、震災の復旧・復興などの関連事業費が予算総額を押し上げ、前年当初比 6.5% 増、額にして 1 兆 1,077 億 6,200 万円の、過去 2 番目の規模となる一般会計当初予算案の審議が現在進められているところでございます。

当町の今後の取り組みにつきましては、こうした国や県の動向を迅速につかみながら、また機敏に対応しながら、震災関連の経費など、これから具体的に発信される情報等を正確につかみ、さらなる復旧・支援、サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また一方で、当町の財政の健全適正化を視野に入れた政策が大変重要となります。「優先順位の高い施策は何か」、それをよく見極めながら、安全・安心・安定を基本理念とした協働のまちづくりに努めていきたいと考えております。

それでは、最初に、平成 24 年度当初予算の概要につきまして申し上げ、次に、この予算に基づく主な施策等について申し上げたいと思います。

初めに、平成 24 年度当初予算の概要について申し上げます。

まず、一般会計予算ですが、予算規模は 51 億 7,287 万 5,000 円で、前年度と比較しますと 4,549 万 7,000 円の増、率にしまして 0.9% の増となります。

歳入関連につきまして、主に増減額が大きいものについて申し上げますと、まず町税でございますが、前年度より 7,998 万 1,000 円減の 13 億 9,461 万 9,000 円を見込んでおり、来年度は、固定資産税で地下公示価格の下落、また、個人町民税で納税義務者数の減少により大幅な減収見込みとなっております。

次に、地方交付税は、普通交付税を地方財政計画の伸び率や臨時財政対策債の償還開始による基準財政需要額の増、また町税の減収見込みも考慮しまして、前年度より 8,000 万円増の 16 億 7,000 万円を見込んでおります。

次に、国庫支出金であります。対前年比 2,718 万 6,000 円減の 3 億 4,351 万 5,000 円を、そして、諸収入については、対前年比 2,952 万 3,000 円増の 1 億 1,148 万 5,000 円を、また、町債については、前年度より 4,040 万円増の 3 億 7,710 万円を予定しております。

続きまして、歳出について主なものを目的別に予算構成割合が高い順に申し上げますと、まず、民生費が 15 億 828 万 1,000 円で全体の 29.2%、次いで、総務費が 8 億 2,325 万 5,000 円で 15.9%、衛生費が 6 億 9,605 万 2,000 円で 13.4%、教育費が 5 億 4,330 万 9,000 円で 10.5%、公債費が 4 億 3,846 万 1,000 円で全体の 8.5% となっております。

また、性質別で見ますと、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が合計で 25 億 6,297 万 7,000 円、全体の約半分の 49.5% を占めております。次いで、補助費等が 9 億 9,199 万 7,000 円で全体の 19.2%、物件費が 6 億 9,665 万 7,000 円で 13.6%、繰出金が 5 億 5,867 万 7,000 円で全体の 10.7% を占めております。

次に、特別会計予算について申し上げますと、平成 24 年度の特別会計は、国民健康保険特別会計を初め、合計で六つの会計がございます。来年度の特別会計の総額は 41 億 1,279 万 8,000 円となり、前年度と比較しますと約 5.1%の増となります。

また、水道事業会計については、来年度から茨城県南水道企業団へ加入しますので、予算の提出はございません。

続きまして、これらの予算に基づき、来年度取り組んでいく主要事業等につきまして、新規事業等を中心に申し上げたいと思います。

初めに、福祉関連について申し上げます。

まず、障害者関係では、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用者も増加していることから、引き続き自立支援給付費を増額するなど、障害者支援事業の充実に努めます。また、震災の被災者支援として、災害援護資金貸付事業等を実施し、さらなる被災者支援に努めて参ります。

次に、子育て支援関係につきまして申し上げますと、平成 22 年 4 月 1 日以降に生まれた第 2 子以降の子供 1 人に対し、出生した年から 15 歳まで毎年分割で支給していく町の単独事業(第 2 子 50 万円、第 3 子以降 100 万円)である子育て応援手当支給事業を引き続き実施いたします。また、就学児を対象とした医療給付関係では、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの医療費の無料化を、所得制限を全廃することで対象者の拡大を図り、子育てしやすい環境づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、保健衛生関連について申し上げますと、まず、予防接種事業であります。予防接種法で定められている定期予防接種以外の予防接種として、現在、町単独でおたふくかぜ、水ぼうそう、高齢者肺炎球菌、インフルエンザ(12 歳まで 1,000 円)のワクチン接種について、おおむね費用の 2 分の 1 を助成しております。また、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンなどの接種についても、9 割助成を継続していくことで、今後も任意予防接種の推進を図り、感染予防を充実してまいりたいと、そのように考えております。

また、介護予防や認知症予防の面では、長年にわたって功績がとて顕著であるフリフリグッパーやシルバーリハビリ体操について、引き続きさらなる普及推進を図り、高齢者や次世代を担う方を含めまして、全町民の皆様方の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、放射線対策や環境への取り組みについて申し上げます。

まず、放射線対策について申し上げますと、当町におきましても、平成 23 年 12 月 28 日ですが、放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」として国の認定を受け、新たに 1 月 23 日から町内各地域や公共施設、学校、保育園、幼稚園等での計測を開始し、現在、計測が完了したところでございます。現在、放射線対策本部におきまして、この調査結果をもとに、基準値以上の場所の除染作業実施の有無や除染の方法等について決定し、除染計画策定に向け準備をしているところでございます。この除染実施計画の策

定が完了し、国の認定を受けた後となりますが、追加被曝線量が年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指し、本格的に除染作業等を進めてまいります。

また、今後は、環境への取り組み方針として、自然エネルギーを活用した取り組みに力を入れていきたいと、そのように考えているところでございます。

次に、食の安全・農地整備関係につきまして申し上げますと、まず、食品の放射能検査関係につきましては、来年度も引き続き農産物放射能測定事業を実施するとともに、測定値を公表してまいります。

また、約 157 ヘクタールの事業地面積を持つ経営体育成基盤整備事業利根北部地区でございますが、平成 32 年度完了に向け継続的に事業を推進してまいります。平成 24 年度は、生産基盤整備事業を進めるため、事業負担金を増額計上しているところでございます。

続きまして、都市基盤と生活基盤づくり関係につきまして申し上げたいと思います。

まず、道路整備につきましては、引き続き、布川地区を初め災害復旧工事を進めていくとともに、羽根野地内、羽根野台地内、それに八幡台地内、布川地内の道路修繕工事を実施いたします。また、利根浄化センター周辺生活環境施設整備事業で町道 112 号線を引き続き進めるとともに、立木十字路から大房までの通学路になっている 112 号線の道路改良設計業務を委託実施いたします。

次に、町の上水道事業でございますが、来る平成 24 年 4 月 1 日に茨城県南水道企業団へ加入いたします。これによりまして、将来的に懸念されていた安全で安心して飲める水道水の安定供給が確保されることとなります。また、来年度は事務の引き継ぎや職員の派遣、井戸設備・浄水設備の解体事業など、清算事業を実施しなければならないため、水道料金は現行のままとなり、平成 25 年 4 月分からは、茨城県南水道企業団の水道料金に統一されることに決定しております。この件につきましては、議員の皆様方にも多大なご協力をいただいたことに対し、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

続きまして、消防・防犯関係について申し上げますと、消防関係では、引き続き、稲敷地方広域市町村圏事務組合との連携を維持するとともに、消防施設維持管理におきましては、消防ポンプ自動車の老朽化に伴いまして、消防ポンプ自動車 1 台を新規に購入いたします。

また、防犯対策事業としまして、町で管理している全ての防犯灯を、明るさや耐久性にすぐれた、また長期的に見て経済的な LED 防犯灯に変更し、安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、教育・文化関係について申し上げますと、まず、小学校施設のハード面におきまして、施設維持補修事業として通常の維持補修費のほか、布川小学校体育館の床の補修工事を予定しております。

中学校におきましては、設備整備事業として生徒用のパソコンを購入し、また施設維持補修事業としまして通常の補修費のほか、中学校体育館舞台幕の交換工事やコンピュータ

室、音楽室の床張替工事などを実施してまいります。

次に、ソフト面では、小学校の設備整備事業として布川小学校に図書管理システムを導入するとともに、中学校においては、教育助成事業として通常の教材備品のほか、新指導要領による教師用の指導書を購入いたします。

さらに、5月からであります。保護者の皆様から要望が多かった電子メールによる小中学校の保護者向けの情報伝達サービスを開始し、教育行政のさらなる利便性向上に努めてまいります。

続きまして、文化の振興につきまして申し上げますと、利根町には、県内では最古の貝塚といわれる花輪台貝塚や国宝・重要文化財があるお寺など、ほかにも多くの古刹があり、平安時代、鎌倉時代の仏像や絵馬も数多く残っております。また、利根町は、民俗学の父といわれる柳田國男先生や、利根川図志の著者赤松宗旦先生、また、画家の小川芋銭先生や俳諧の古田月船先生など、多くの文化人との関わりも深く、とても歴史のある文化の豊かな町であると認識をしております。

こうした歴史や文化を21世紀を担う子供たちに伝えていくことは、よりよい自然環境を残すことと同様に大切なことと、常日ごろから考えているところでございます。引き続き、町のホームページ等を積極的に活用しながら、歴史や文化の伝承に努めてまいりたいと考えております。

続いて、総合振興計画やまちづくり、町民の暮らし関連について申し上げます。

平成24年度は、第4次利根町総合振興計画の4期基本計画を策定する年になります。4期基本計画では、平成25年度からの向こう5年間の計画を策定しますが、さきの住民意識調査の結果を十分踏まえながら協議を重ね、この基本計画を策定してまいります。

また、まちづくり事業として住民活動の促進と活性化を図るために、利根町民活動情報サイトの構築を進めてまいりました。この情報サイトの愛称につきましては、団体から募集、「とねっと(TONET)」という愛称に決まり、本日3月1日より一般公開をしております。現在、74団体の方に登録をいただいております。今後は、このサイトで有意義な活動をしていただくとともに、団体の活動促進と町民の皆様への情報提供を行ってまいりたいと考えております。

さらに、テレビ、新聞、雑誌等で先進的な事業として紹介されました「空き家バンク事業」でございますが、既にこの事業により契約が成立した物件が4件ございました。来年度も引き続き制度のPRに努め、定住の促進と住環境の向上に力を入れてまいりたいと考えております。

また、5月からは、先ほども少し触れましたが、情報メール一斉配信サービスを導入いたします。一般の方向けには、イベント情報や子育て、健康、防災情報などを配信項目として、随時、必要に応じて一斉配信することで、住民サービスの向上とより多くの情報の提供に努めていきたいと考えております。

最後になりますが、納税の利便性向上について申し上げますと、平成23年度からコンビニ収納を開始し、税金を全国のどこのコンビニエンスストアでも納めることができるよう環境を整えております。来年度からは、介護保険料や後期高齢者医療保険料についてもコンビニ収納ができるよう改善するとともに、あわせて郵便局での納税もできるような環境を整えるなど、さらなる住民の方の利便性の向上を図ってまいります。

以上、24年度における町政運営の基本的な考え方と、主な施策の概要等について申し上げましたが、冒頭でも触れましたように、昨今、本町を取り巻く状況は依然として厳しいものがございます。平成24年度は、特に放射線対策や震災の復旧・復興対策に力を注いでいきたいと考えておりますので、今後も引き続き、議員各位並びに町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

続きまして、本日提案しました議案の概要についてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、平成24年度当初予算を初め、条例の制定や廃止、一部改正、そして補正予算など合計26件のご審議をお願いするものであります。

議案第1号は、利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてで、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、利根町復興まちづくり支援事業交付金基金条例で、東日本大震災からの復旧及び復興に向け、茨城県より市町村復興まちづくり交付金が一括交付されました。平成23年度から平成27年度までの事業実施期間に対応するため、新たに基金を設置したいので提案するものであります。

議案第3号は、利根町介護保険条例の一部を改正する条例で、平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険料率について、改めたいので提案するものでございます。

議案第4号は、利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例で、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業再生に機動的に対応できるよう、町長の承認により損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の全部、または一部の放棄を認める条例を制定したいので提案するものであります。

議案第5号は、利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）により、関係法令が改正されたことに伴い、社会教育法で定められていた公民館運営審議会委員の任命基準を改めたいので提案するものであります。

議案第6号は、利根町立図書館条例の一部を改正する条例で、議案第5号の改正理由と同様、第2次一括法による関係法令の改正に伴い、図書館法で定められていた図書館協議会の委員の任命基準を改めたいので提案するものであります。

議案第7号は、利根町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例で、平成24年4月1日をもって利根町水道事業は茨城県南水道企業団へ加入することに伴い、利根町水道

事業に関する条例を廃止したいので提案するものであります。

議案第8号は、取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の変更についてで、取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体として、平成24年4月1日から常総地方広域市町村圏事務組合を加えるとともに、これに伴い取手地方公平委員会規約を改めたいので提案するものであります。

議案第9号は、平成23年度利根町一般会計補正予算（第7号）で、歳入歳出をそれぞれ2,799万3,000円減額し、総額を55億4,772万7,000円とするものであります。

議案第10号は、平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ482万7,000円を追加し、総額を23億943万7,000円に、また、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ166万3,000円を減額し、総額を1億1,876万4,000円とするものであります。

議案第11号は、平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）で、歳入歳出をそれぞれ572万3,000円減額し、総額を3億7,719万7,000円とするものであります。

議案第12号は、平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1,206万7,000円を減額し、総額を12億614万1,000円とするものであります。

議案第13号は、平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入予算を変更するものであります。

議案第14号は、平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ66万円を追加し、総額を2億7,412万4,000円とするものであります。

議案第15号は、平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第5号）で、収益的収入及び支出の水道事業費用に1億8,758万3,000円を追加し、総額を13億1,439万6,000円に、また、資本的収入及び支出の資本的支出に944万7,000円を追加し、総額を3億1,914万6,000円とするものであります。

議案第16号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、茨城県北相馬郡利根町大字立木2023番地、木村矩男氏を利根町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

議案第17号は、文間地区農村集落センターの指定管理者の指定について、議案第18号は、利根東部農村集落センターの指定管理者の指定について、議案第19号は、利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてで、いずれも指定管理者による管理を行わせるため地方自治法の規定により提案するものであります。

議案第20号は、平成24年度利根町一般会計予算で、先ほど予算の概要でも触れましたが、総額を歳入歳出それぞれ51億7,287万5,000円とするもので、前年度と比較しますと4,549万7,000円増の、率にして0.9%の増となります。

議案第21号は、平成24年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定につきましては、総額を歳入歳出それぞれ23億2,407万2,000円とするもので、前年度と比較して1億

6,455万6,000円の増、率にして7.6%の増となります。

また、直営診療施設勘定につきましては、総額を歳入歳出それぞれ9,916万7,000円とするもので、前年度と比較して602万5,000円の減、率にして5.7%の減であります。

議案第22号は、平成24年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ2億7,566万6,000円とするもので、前年度と比較して8,531万2,000円の減、率にして23.6%の減となります。

議案第23号は、平成24年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ518万5,000円とするもので、前年度と比較して3万3,000円の増、率にして0.6%の増となります。

議案第24号は、平成24年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ11億654万1,000円とするもので、前年度と比較して9,513万8,000円の増、率にして9.4%の増となります。

議案第25号は、平成24年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ804万3,000円とするもので、前年度と比較して314万円の増、率にして64%の増となります。

議案第26号は、平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ2億9,412万4,000円とするもので、前年度と比較して2,866万3,000円の増、率にして10.8%の増となります。

以上、全議案の概要についてご説明をいたしました。詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を承りますようよろしくお願いをいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 総括説明が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、議案第1号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

税務課長坂本隆雄君。

〔税務課長坂本隆雄君登壇〕

税務課長（坂本隆雄君） それでは、議案第1号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明申し上げます。

今回の改正は、第179回臨時国会において提出されました東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、いわゆる復興増税特例法が昨年12月に可決施行されたことに伴いまして、町条例においても一部を改正するため専決処分をしたものでございます。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

最初に、第95条、たばこ税の税率の改正ですが、これは町たばこ税の税率を引き下げ、その部分を町に移譲し、町たばこ税を引き上げる旨の改正でございます。

町たばこ税の税率は、これまで1,000本につき4,618円であった額が、県から644円の移譲を受け5,262円に増額改正するものであり、平成25年4月1日から施行することとなります。

次に、附則第9条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等でございますが、これは退職所得に係る町民税額の税額控除を廃止する改正でございます。退職所得の町民税額は所定の計算方法により10%の税率で算出された後、さらに10%の特例控除がありましたが、これらを廃止する改正でございます。この改正は平成25年1月1日となっております。

次に、附則16条の2、たばこ税の税率の特例の第1項の改正は、第95条と同様で、町たばこ税のエコー、しんせい、わかばなどの旧3級品たばこについても県の税率を1,000本当たり305円引き下げまして、町たばこ税率へ移譲しまして、2,190円から2,495円に引き上げるものでございます。これも平成25年4月1日の施行となっております。

2ページ、お願いいたします。

次に、附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の改正でございますが、これは東日本大震災に伴う雑損控除に関する条文で引用する文言の改正、整理、項目の繰り上げによるものでございます。

3ページに移りまして、一番下の方ですが、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で、附則第24条の第1項の改正は、東日本大震災時において所有していましたが被災し、その代替用地を取得した場合においても、従前より所有の住宅用地は平成24年度から平成33年度までの10年間は固定資産税の特例軽減措置を受けられることとなりますが、当該代替用地を取得した際には、翌年の2月末日までに町長にその旨を申告する申告期限について定めたものでございます。

本条は公布の日から施行となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

附則第25条、個人の町民税の特例等を追加する改正でございますが、これは個人町民税の均等割額を、平成26年度から平成35年度の10年間に於いて、町、県、それぞれ500円を加算し、合計1,000円引き上げる改正でございます。

本条においても公布の日から施行とすることとなりまして、平成26年4月から個人町民税は均等割は3,000円から3,500円となります。また、県民税の方の均等割は1,000円から1,500円でございます。

以上が改正の内容となります。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第1号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月7日に質疑、討論、

採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第4、議案第2号 利根町復興まちづくり支援事業交付金基金条例から、日程第9、議案第7号 利根町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例までの6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第4、議案第2号 利根町復興まちづくり支援事業交付金基金条例から日程第9、議案第7号 利根町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例までの6件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第2号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第2号 利根町復興まちづくり支援事業交付金基金条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

この交付金でございますが、国におきまして第3次補正予算が成立し、東日本大震災で被災しました市町村の本格的な復旧・復興を助けるための必要な経費に充てるために特別交付税として配分されたもので、この特別交付税の配分を受けた茨城県では、復興に向けた取り組みを着実に進めるため、東日本大震災復興基金を設置いたしました。

この東日本大震災復興基金を活用した復興まちづくり支援事業交付金が県から各被災市町村に交付されることとなったため、本町には茨城県から1億200万円が交付済みでございます。そして、この交付金を活用いたしまして公共施設等の復旧・復興事業を行うためには、交付金を基金に積み立てまして管理をしていかなければならないことから、平成23年度から平成27年度までを事業の実施期間といたしまして、それに対応するために利根町復興まちづくり支援事業交付金基金条例を設置したいので提案するものでございます。

それでは、第1条でございますが、東日本大震災からの復旧・復興に要する事業の財源に充てるために基金を設置すると規定するものでございます。

第2条につきましては、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定められたものでございます。

第3条は、基金の管理でございますが、最も確実かつ有利な方法によるものと規定したものです。

また、第2項で、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができることを定めたものでございます。

第4条は、基金から生じる収益、利子でございますが、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積み立てるとしたものでございます。

第5条は、基金は第1条に規定する目的、大震災からの復旧・復興の事業を実施する場合に限り繰り入れをして処分をすることができるとしたものでございます。

第6条は、財政上必要があると認めるときには、繰り戻しの方法、期間、その利率を定めて繰りかえて運用することができることを規定したものでございます。

第7条は、この条例に定めた以外の基金の管理につきましては、町長が別に定めるとしたものでございます。

附則でございますが、1としまして、この条例は公布の日から施行するとしたものでございます。

2でございますが、この条例は平成28年3月31日までで効力を失うと規定するものでございます。また、条例の効力が失ったときに基金に残額がある場合は、当該基金残額を一般会計歳入歳出予算に計上いたしまして、茨城県に納付することとしたものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第4号について、福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第3号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の改正でございますが、提案理由にありますとおり、介護保険料率については、3年ごとに介護給付等対象サービスの見込み量から推計して定めており、今回、平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険料率について改めて定めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

第2条中、事業運営期間でございますが、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改めるものでございます。

次に、介護保険法施行令第38条の規定でございますが基準に従いまして、それぞれ65歳以上の第1号被保険者の所得段階区分に応じまして年額を定めるものでございます。

第2条第1号の介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者は、老齢福祉年金の受給権を有する者で町民税が世帯非課税の者、及び生活保護受給者でございますが、「1万8,300円」を「2万4,400円」に改正するものでございます。

次の令第38条第1項第2号に掲げる者は、町民税非課税世帯の者で、前年中の公的年金などの収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の方で、第1号に該当しない者でございますが、同じく「1万8,300円」を「2万4,400円」に、また、第3号の令第38条第1項第3号の者は、町民税非課税世帯の者で第2号に該当しない者でございますが、「2万7,500円」を「3万6,600円」に改正するものでございます。

続いて、令第38条第1項第4号に掲げる者は、町民税課税世帯で本人が町民税非課税世

帯の方、この金額が基準額となりますが、「3万6,700円」を「4万8,800円」に、第5号の令第38条第1項第5号に掲げる者、本人が町民税課税者で前年の合計所得金額が190万円未満である者でございますが、「4万5,800円」を「6万1,000円」に。第6号の令第38条第1項第6号に掲げる者は、前年の合計所得金額が190万円以上である者で、「5万5,000円」を「7万3,200円」に改正するものでございます。

附則でございますが、第1項、施行期日ですが、この条例は平成24年4月1日から施行する。

第2項、平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例でございますが、令附則第15条第1項から第4項までに規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第2条の規定にかかわらず4万3,900円とするものでございます。

これは、今回新たに設けられた特例でございますが、第4段階該当者のうち前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方につきまして軽減措置を実施するものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第4号について、経済課長菅田哲夫君。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） それでは、議案第4号 利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例につきまして、補足してご説明いたします。

今回の条例は、提案理由にもありますとおり、東日本大震災より被害を受けた中小企業者等の事業再生に機動的に対応できるよう、町長の承認により損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の全部または一部の放棄を認める条例を制定したいので提案するものでございます。

それでは、参考資料をごらんいただきたいと思います。

こちらは県の文書でございます。表題は、市町村と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄についてというものでございます。

そちらの2行目、3行目ですが、二重債務対策として茨城県産業復興機構を創設し、債権買い取りを行うということでございます。

それに伴いまして5行目の最後の方からでございますが、自治金融等の債権が買い取られる場合、保証協会の代位弁済前に保証協会から回収納付金を受け取る権利の一部を放棄することが必要となります。当該放棄は議会の議決を必要となりますが、中小企業が再生する時期を逸しないよう速やかな対応につきましてご配慮願いますという内容になってございます。

こちらの趣旨でございますが、東日本大震災で被災し経営に支障が生じた事業者が、新たな資金調達をするための震災前からの債権を買い取ってもらいまして、被災者の事業を再生していくためのものでございます。

この債権を買い取るときに、帳簿価格未満で行われるため、回収納付金の放棄についての議決が必要であります。時期を逸さないよう、今回の条例におきまして町長の決裁でこれを行えるようにするというものでございます。

次に、回収納付金についてちょっと触れたいと思います。参考資料の裏側をごらんいただきたいと思います。

(2)市町村金融(市町村が協会に損失補償を行うもの)の買い取り手続ということでございます。

下の方の図を見ていただきたいのですが、中小企業者が万が一不測の事故等で借入金の返済が困難になった場合、保証協会が中小企業にかわって金融機関に代位弁済を行うのが、そちらの図面の の部分でございます。損失補償後、中小企業者から回収できた場合は、回収納付金、右下 がございますけれども、こちらとして町の割合分を返還することになってございます。

なお、この際の損失補償の割合につきましては、保証協会の方がその額の12%、町が8%となっております。この回収納付金を放棄するかどうかという事例が発生したときに、早急に議会を開催しなくてはならないこととなりますが、そのような場合でも町長の承認で行えるようにするというのが今回の条例でございます。

条例の最初の方に戻っていただきまして、まず、第1条でございますが、こちら目的でございます。3行目のところですが、町が保証協会から回収金の返還を受ける権利の放棄に関する事項を定めるというものでございます。

第2条につきましては、定義として用語の意義になってございます。

第3条は、町長が回収金の返還を受ける権利の放棄を規定するものでございまして、内容につきましては、第3条の後段の各号、こちらめくって裏側の部分です。こちらの(1)から(7)までございますけれども、こちらに対して行う不等価譲渡、または当該再生に関する計画に基づく求償権の放棄に係るものであり、かつ当該申し出に係る求償権の債務者である中小企業等が事業の再生に資すると認めるときに、回収金の返還を受ける権利を放棄することができるというものでございます。こちらは町長の決裁で行うというものでございます。

なお、附則としましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長(五十嵐辰雄君) 次に、議案第5号及び議案第6号について、生涯学習課長石井博美君。

〔生涯学習課長石井博美君登壇〕

生涯学習課長(石井博美君) それでは、議案第5号、第6号について補足してご説明申し上げます。

まず初めに、議案第5号ですが、利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の

一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今まで、公民館運営審議会の委員の任命基準は社会教育法で定められていましたが、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法により関係法令が改正され、当該委員の任命基準は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことから、利根町公民館の設置、管理及び職員に関する条例を一部改正したいので、ご提案申し上げます。

それでは、お手元に配付してあります参考資料の新旧対照表の方でご説明申し上げます。

第6条の審議会の委員及び任期の第1項の「委員は、法第30条第1項に規定する者のうち」が、新たに「委員（以下「委員」という。）は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中」に、また、第3項の「審議会の委員が法第30条第1項に規定する者」が新たに「委員が学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号 利根町立図書館条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今までは、図書館協議会の委員の任命基準は図書館法で定められていましたが、公民館同様、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）により関係法令が改正され、当該委員の任命基準は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことから、利根町図書館条例を一部改正したいので提案申し上げます。

それでは、お手元に配付してあります第6号の参考資料の新旧対照表の方でご説明申し上げます。

第4条、図書館協議会の現行にある第4項を5項に、第3項を4項に、第2項を3項に改めるとともに、「協議会の委員（以下「委員」という。）」を新たに「委員」に改め、新たに第1項の次に第2項を設け、「協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第7号について、水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第7号 利根町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、平成24年4月1日をもって利根町水道事業と茨城県南水道企業団が統合するこ

とに伴いまして、利根町水道事業に関連する条例を廃止したいので提案するものでございます。

それでは本文に入ります。

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 利根町水道事業の設置等に関する条例 (昭和50年利根町条例第27号)

(2) 利根町水道加入分担金徴収条例 (昭和51年利根町条例第29号)

(3) 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和52年利根町条例第22号)

(4) 利根町水道事業給水条例 (平成10年利根町条例第 7 号)

以上の 4 件を廃止するものでございます。

附則としましては、この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行すると定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 (五十嵐辰雄君) 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第 2 号から議案第 7 号までの 6 件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月7日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (五十嵐辰雄君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長 (五十嵐辰雄君) 日程第10、議案第 8 号 取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長 (飯田 修君) それでは、議案第 8 号 取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の変更について、補足してご説明を申し上げます。

これは取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体として、平成24年 4 月 1 日から常総地方広域市町村圏事務組合を加えるとともに、それに伴いまして取手地方公平委員会の規約を改めたいため提案をするものでございます。

参考資料で説明をさせていただきます。

取手地方公平委員会規約新旧対照表でございますが、現行では取手市外 5 団体で構成されておりますけれども、これを平成24年 4 月 1 日から常総地方広域市町村圏事務組合を加えまして 7 団体とするものするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第8号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月7日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時25分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第11、議案第9号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第7号）から日程第17、議案第15号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第5号）までの7件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第11、議案第9号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第7号）から日程第17、議案第15号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第5号）までの7件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第9号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第9号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足してご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。

公用車リース事業（議長車）、また公用車リース事業につきましては、それぞれの契約に伴いまして事業費が確定いたしましたことから、限度額を変更するものでございます。

続きまして、その下の第3表の地方債の補正でございます。

起債の目的でございますが、利根北部地区基盤整備事業債でございます。基盤整備事業の基幹事業と集落排水事業の事業費が確定いたしましたことから、限度額を170万円増額いたしまして1,840万円とするものでございます。

また、災害援護資金貸付債につきましては、貸し付け申請件数の確定によりまして、限度額から4,520万円を減額いたしまして1,430万円とするものでございます。

起債の方法、利率及び償還の方法はそこに記載のとおりでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

今回の補正につきましては、款1の町税から款20の町債まで、それぞれの増減はございますが、年度末までの確定分、もしくは確定が見込まれるものにつきまして補正するものでございます。

それでは、款1町税、項1町民税、目1個人所得割でございますが、3,100万円を減額するものでございます。これは退職者の増加に伴う納税者の減少などによるものでございます。

続きまして、款11分担金及び負担金、目1民生費負担金で89万4,000円の減額でございますが、児童クラブ推進事業負担金で、クラブ加入児童が少なかったことによるものでございます。

続きまして、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で2,094万7,000円を減額するものでございます。この主なものでございますが、節1の社会福祉費負担金の310万円の減額は、障害者自立支援医療給付費負担金で、医療サービスの利用者が減ったことに伴うものでございます。

次の節3国民健康保険事業費負担金は、一般被保険者の低所得者に対する保険税の減額相当額などの決定に伴うものでございます。

節4子ども手当負担金は、昨年10月に子ども手当支給額の改正がございまして、その改正によるものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金は、障害者（児）住宅リフォーム事業助成分で、実績により見込んだものでございます。

目3の教育費国庫補助金につきましては、事務局費補助金で、私立幼稚園就園奨励費の補助額の確定に伴うものでございます。

目4総務費国庫補助金で125万円の減額でございますが、空き家活用促進事業助成分で、申請件数の実績により見込んだものでございます。

続きまして、目5土木費国庫補助金は390万円の計上でございます。これは旧まちづくり交付金事業分で、町道整備に対しまして補助が決定したことによるものでございます。

次のページでございますが、目6消防費国庫補助金は131万2,000円を計上するものでございます。こちらは土木災害ハザードマップ作成の助成分で、事業費の確定により2分の1が交付されるものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金で323万4,000円を減額するものでございます。内容といたしまして、節1社会福祉費負担金は障害者自立支援医療給付費の負担金でございまして、先ほどの国庫分と同じ理由でございます。

節3国民健康保険事業費負担金と節4後期高齢者医療費負担金は、低所得者に対する保

除税などの軽減分の決定によるものでございます。

節5 子ども手当負担金は、国庫支出金と同様の理由により減額となったものでございます。

次に、項2 県補助金で1億176万9,000円を増額するものでございます。

目1 総務費県補助金は緊急雇用創出事業の事業費の確定によります減額と、節4 市町村復興まちづくり支援事業交付金で1億200万円が交付されたことに伴って計上したものでございます。この交付金につきましては、先ほど基金条例のところでご説明したとおりでございます。

目2 民生費県補助金は45万3,000円を増額するものでございます。節1 社会福祉費補助金は、障害者自立支援事業の制度の一部改正によります電算システム改修に伴う補助金でございます。

節3 児童福祉費補助金は、いばらき3人っこ家庭応援事業にかわる、すこやか保育応援事業の対象児童数の確定によるものでございます。

目4 農林水産業費県補助金の1万2,000円の増額は、それぞれの補助事業の助成額の決定によるものでございます。

項3 県委託金、目3 教育費県委託金は、各小学校で開催されました学習会の開催日数が減になったことに伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

款15 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金は、財政調整基金のほか四つの基金の運用による基金利子を計上したものでございます。

款16 寄附金は、がんばる利根町応援寄附金で、3名の方から寄附があったことから計上したものでございます。

款17 繰入金、目1 財政調整基金繰入金で2,743万5,000円の減額につきましては、財源の調整のため繰り戻すものでございます。

次に、目2 利根町公共公益施設維持整備基金繰入金につきましては、道路排水整備工事を執行しなかったことと、社会資本総合整備交付金の交付決定により繰り戻しをするものでございます。

目5 利根町義務教育施設整備基金繰入金につきましては、利根中学校プール改修工事などの事業費の確定により繰り戻すものでございます。

目9 新利根川治水対策整備基金繰入金は、町道2010号線の道路修繕工事の事業費の確定により繰り戻しをするものでございます。

次に、款19 諸収入、目3 雑入で1,045万7,000円を増額するものでございます。節5 雑入でオータムジャンボ宝くじ収益金に係る市町村交付金が448万7,000円の増でございまして、当初計上しました差額を計上したものでございます。

次の13ページの東日本大震災災害対策支援金につきましては、茨城県振興協会からの支

援金588万円と、郵便局からの黄色いポストの支援金9万円を見込んだものでございます。

款20町債につきましては、目2農林水産業債については、先ほど地方債の補正でも申し上げましたが、利根北部地区基盤整備事業の事業費の確定に伴いまして170万円を増額するものでございます。

目4民生債につきましては、災害援護資金貸付債で、貸し付け申請件数の確定によりまして4,520万円が減額となったものでございます。

次のページの14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から款13災害復旧費まで、それぞれ増減がございますが、年度末までの確定分もしくは確定が見込まれるものにつきまして補正するものでございます。

そのうち、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費の人件費につきましては、人事院勧告による給与改定に伴うもの、各種手当の年度末の支給見込み、並びに職員の退職による負担金の増額分、また職員共済組合負担金の負担率の見直しに伴うものでございまして、それ以外のもろもろにつきましてご説明申し上げます。

款1議会費は584万2,000円を増額するものでございます。そのうち事務局費で170万円の減額につきましては、議会会議録の印刷製本と公用車リース事業の事業費の確定によるものでございます。

次のページにまいりまして、款2総務費、目1一般管理費で、下の方ですが、公務災害補償負担金の増額につきましては、平成22年度の公務災害補償負担金の確定によるものでございます。

次の目2秘書広聴費で149万6,000円を増額するものでございます。この主な理由でございますが、特別職事務費の節1報酬では、専門委員の報酬でございまして2カ月、委員を選任したことによりまして減額でございます。

節9旅費は、東日本大震災の影響で研修会が中止になったことによるものです。

また、広報事業の節13委託料は、ホームページのうち教育委員会ホームページだけを見直し構築したものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

目5財産管理費で1,381万2,000円を増額でございます。この主なものでございますが、節11需用費で338万1,000円、節13委託料で624万6,000円、節14使用料及び賃借料で36万7,000円、節15工事請負費で288万1,000円を増額となっております。これは、庁舎等の電気使用料の減、公用車の燃料代、修繕費などの経費が少なく済んだことに伴うものでございます。また、庁舎の定期清掃業務、町有地測量業務及びバス運行業務委託などの契約の差金、公用車リース事業の契約差金を減額したことによるものでございます。

節15工事請負費につきましては、庁舎地上デジタル放送導入工事を予定いたしましたが、デジタル放送の受信試験を行いましたところ、屋上のアンテナの方向の修正により受信が

可能になったことから、工事を実施しなかったため減額となったものでございます。

目8行政事務改善費で157万5,000円の減額につきましては、IT業務のコスト削減などのためコンサルティング業務委託を行う予定でございましたが、短期間に複数の業務を委託することができなかったことから、外部委託をいたしませんで、内部に設置しました電算システム検討委員会で業務を検討いたしましてコスト削減に努めたことによるものでございます。

次に、17ページから18ページでございますが、目9まちづくり推進事業費で806万1,000円を減額するものでございます。この主なものでございますが、節7賃金は勤務実績による減額でございます。

節8報償費で77万2,000円の減額は、議会の議決を踏まえまして農産物直売所等開設準備委員会を設置しなかったことによるものでございます。

節13委託料の430万8,000円の減額につきましても、同様の理由のものでございます。

節19負・補・交で250万円の減額は、空き家活用促進事業の申し込みの実績から年度末までの経費を見込んだものでございます。

次に、19、20ページをお願いいたします。

項4選挙費、目2町議会議員選挙費については、選挙の執行が終了しましたことから減額となったものでございます。

項5統計調査費は、節1報酬で統計調査員の方の報酬でございまして、会議等への出席者が少なかったことによるものでございます。

次に、21ページまでをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費の目1社会福祉総務費で5,100万4,000円の減額でございます。この主な内容でございますが、節20扶助費で障害福祉サービスの利用者の減少に伴いまして障害者自立支援医療給付費が減額となったことによるもの、及び節21貸付金で、災害援護資金貸付金が貸し付け申請の実績から減額になったことによるものでございます。

続きまして、一番下になります。目5医療総務費で786万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、次のページになりますが、節28繰出金で国民健康保険特別会計への事業勘定の繰出金を増額するものでございまして、職員給与費分と地方交付税として算定されております算定額を繰り出すものでございます。

次に、目8介護保険費でございます。22ページの中ほどでございます。141万円を減額するものでございます。これは、介護保険特別会計への繰出金でございまして、保険給付費等の実績に伴うものでございます。

次に、23ページまでをお願いいたします。

目10保健福祉センター費で75万4,000円の減額でございます。この主なものでございますが、節7賃金、節11需用費で、賃金につきましては、勤務時間の実績によるものでございます。需用費につきましては、主に電気料が少なくなったことによるものでございます。

次に、23ページの上段の方でございますが、介護サービス事業特別会計繰出金につきましては、当初見込みました介護予防ケアマネジメント収入が、ケアマネジメント件数の減少から少なくなったことから、一般会計から繰り出しをするため計上するものでございます。

次に、目11後期高齢者医療費で54万2,000円を減額するものでございます。そのうち主なものでございますが、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金でございます。広域連合への納付金の確定により見込んだものでございます。

次に、24ページまでをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目2の児童措置費で2,014万2,000円の減額となっております。この主な理由でございますが、節20扶助費で子ども手当の支給額の改定があったことから、減額となったものでございます。

次に、目4 児童クラブ推進事業費で72万7,000円の減額につきましては、児童クラブ指導員の賃金でございます。文間小学校に配置しております指導員の体制の変更に伴う減額となっております。

款4 衛生費、項1 保健衛生費でございますが、目1 保健衛生総務費につきましては110万円の減額でございます。こちらにつきましては節14使用料及び賃借料でクラウド型の健康管理システムの導入が10月を当初予定いたしました。本年3月に導入となったことによるものでございます。

次に、目2 予防費は、平成22年度において健康増進事業の栄養士賃金が補助の対象外となったため返還をするものでございます。

次のページになりますが、目4 環境衛生費で158万円を増額するものでございます。こちらは放射線量の把握のため、一般貸し出し用の線量計と除染作業を行う際の個人被曝線量計の購入をするための経費を見込んだものでございます。

続きまして、項2 清掃費、目1 清掃総務費で141万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、節11需用費でゴミ袋購入に係る契約差金を減額するものでございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費の目3 農業振興費で72万8,000円の減額でございます。減額の主な理由は、節19負・補・交でございます。農業近代化資金借入利子補給の新規事業者がございまして増となりましたが、営農資金借入利子補給の方の貸し付け総額が少なくなったことから減額となっております。

目4 水田農業対策費につきましては338万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては、補助金交付に係る対象者及び対象面積などの実績により減額となったものでございます。

次に、目5 農地費で187万7,000円を増額でございます。これは、節19の負・補・交でございます。利根北部地区基盤整備負担金が事業内容の確定により事業費が増額になった

ことによるものでございます。

次に、款6商工費、目2商工振興費で263万6,000円を減額するものでございます。これは中小企業事業資金信用保証料補給金で、貸し付け件数の実績から減額となっております。

次に、28ページでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費で1,165万円の減額でございます。これは、布川台の道路修繕工事に係る用地につきまして、地権者から同意を得られなかったことから見合わせたこと、また、町道2010号線の道路修繕工事の事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

項4都市計画費、目3の下水道費でございます。1,293万9,000円を減額するものでございます。これは、公共下水道事業費の確定により一般会計から公共下水道に下水道事業特別会計の繰出金を繰り戻すものでございます。

続きまして、款8消防費の項1消防費、目2の非常備消防費で110万1,000円の減額でございます。この主なものは、節9旅費の減額につきましては費用弁償でございまして、操法大会、出初式などの団員の出勤人員の確定によるものでございます。

また、節13委託料につきましては、消防団員の健康診断委託でございまして、受診者の実績により減額となっております。

目4水防費の減額につきましては、東日本大震災により1都6県の合同水防訓練が中止になったことによるものでございます。

次のページにまいりまして、目5防災費につきましては、県南総合防災センター整備事業負担金の確定によるものでございます。

次に、款9教育費、項1教育総務費、目1事務局費で186万9,000円の減額でございます。これは、私立幼稚園就園奨励費補助金で補助対象者の確定によるものでございます。

目3語学指導事業費につきましては、英語指導助手業務委託事業の契約差金の減額によるものでございます。

次のページにまいりまして、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、これは人件費のほか、節15工事請負費で布川小学校の校舎外壁補修の工事の契約差金によるものでございます。

目3学校給食費につきましては、布川小学校給食用のボイラー改修工事の契約差金によるものでございます。

次に、項3中学校費でございまして、目1学校管理費で137万2,000円を減額するものでございます。この主なものでございますが、次のページになりますが、利根中学校のプール補修工事の事業費が確定したことに伴うものでございます。

次のページにまいりまして、款10公債費、目2利子でございます。40万5,000円の減額で

でございます。こちらにつきましては、平成22年度借り入れ分の臨時財政対策債におきまして利子が確定いたしまして、見込みより利率が低かったことに伴うものでございます。

続きまして、款11諸支出金、目1 財政調整基金費から目5 利根町義務教育施設整備基金費につきましては、それぞれの基金利子を積み立てるものでございます。

次のページにまいりまして、目10がんばる利根町応援基金費につきましては、がんばる利根町応援基金で寄附があったものを管理するために基金に積み立てをするものでございます。

目11利根町復興まちづくり支援事業交付金基金につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、県から交付いただきました交付金につきましては、本議会定例会に基金設置条例を提案してございますが、平成27年度末まで基金に積み立てまして管理しなければならないことから基金積立金として1億200万円を計上したものでございます。

次に、款13災害復旧費につきましては308万2,000円を減額するものでございます。こちらの文教施設災害復旧業務委託は、文小学校の屋内運動場の災害復旧に係る設計業務委託費の契約差金を減額するものでございます。

その他、公共施設災害復旧事業の減額につきましては、庁舎施設の天井パネル復旧工事でございます。補正予算計上後に東日本大震災後の余震によりまして天井パネル等の被害が拡大いたしまして事業費がふえてしまったこと、また、天井に使用しております材料が特別注文品であったため災害後で天井パネルの材料の確保が困難であったため、復旧工事を見合わせたことから減額となったものでございます。

なお、庁舎施設天井パネル復旧工事につきましては、平成24年度一般会計当初予算の方に計上してございます。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第10号について、保険年金課長兼国保診療所事務長 矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長 矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第10号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定の方からご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、款1 国民健康保険税、目1の一般被保険者国民健康保険税で3,448万円の減額になってございます。これは、節1 医療給付費分及び節2 後期高齢者支援金分、並びに節3 介護納付金分の現年課税分でございます。いずれの項目につきましても、今年度末の国民健康保険税の調定額見直しに伴いましての減額となるものでございます。

その内容でございますが、低所得者に対する保険税応益割合にかかわる軽減分の増及び

賦課限度額超過者の増、並びに東日本大震災による保険税の減免等によりまして、当初予算見込みよりも減額となるものでございます。

次の目2退職被保険者等国民健康保険税につきましては572万3,000円の増額となっております。こちらにつきましても節1医療給付費分及び節2後期高齢者支援金分、並びに節3介護納付金分の現年課税分でございます。退職者医療制度で医療を受けることとなる退職被保険者の加入者の増に伴いまして、それぞれ増額が見込まれるものでございます。

次の款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金で4,226万9,000円の減額になってございます。これは、普通調整交付金の減でございます。療養給付費のおおむね9%が交付されるものでございますが、この交付金算定時において控除額となります前期高齢者交付金が増額となったことによる減でございます。

同じく、目3高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の22万8,000円の増額につきましては、70歳から74歳までの被保険者に対して発行いたします高齢受給者証にかかわる事務経費に対する補助金を計上したものでございます。

同じく目5災害臨時特例補助金で432万円の増額でございます。これは、東日本大震災で被災しました被保険者等に対して行った国保税の減免及び医療機関にかかった際の一部負担金の免除措置に伴う補てん分の国庫補助金を計上したものでございます。

次に、一番下になります。款4療養給付費交付金、目1の療養給付費交付金で659万6,000円の増額になってございます。これは、節1の現年度分の退職医療療養給付費交付金及び節3の退職被保険者に係る老人医療費拠出金相当額でそれぞれ増減はございますが、今年度の療養給付費交付金の交付額決定によりまして増額でございます。

次に、款5前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金で1億263万8,000円の増額となっております。これは、国保加入者のうち、65歳から74歳までの加入者に応じて交付されるものでございまして、今年度の交付金が確定したことによる増でございます。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1県調整交付金で2,368万4,000円の減額になってございます。こちらは療養給付費のおおむね7%が交付されるものでございますが、先ほど説明いたしました款3国庫支出金の普通調整交付金と同様、交付金算出時の控除額となります前期高齢者支援金の増による減でございます。

次に、高額医療費共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金の216万7,000円の増額及び目2の保険財政共同安定化事業交付金で1,491万7,000円の増額につきましては、今年度の交付額の決定による増額でございます。いずれも高額療養費の増によるものでございます。

次に、款8繰入金、項1他会計繰入金、目1の一般会計繰入金で788万1,000円の増額になってございます。これは、節1保険基盤安定繰入金、節2職員給与費等繰入金、並びに節4財政安定化支援事業繰入金でございます。いずれも繰り入れ基準に基づきましての繰り入れでございます。今年度の繰入額の決定による増額でございます。このうち節4

財政安定化支援事業繰入金につきましては、交付税算入分による増でございます。

一番下にあります項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で3,921万円の減額になってございます。これは、今回の補正予算の歳入歳出予算の財源調整に伴いまして基金に戻し入れをするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1の総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費で52万8,000円の増額になってございます。これは、節4共済費で26万7,000円の増額につきましては、職員共済組合負担金の増額分でございます。その他の節11需用費で19万9,000円の増、及び節12役務費で6万2,000円の増につきましては、先ほど歳入でご説明いたしましたように、高齢受給者証の発行に伴う関係経費でございます。

同じく目2の連合会負担金の10万1,000円の増額につきましては、節19負・補・交でございまして、こちらは国保総合システム稼働に伴います追加負担金でございます。

次の款2保険給付費、項1の療養諸費、目1一般被保険者療養給付費で1,656万7,000円の増額になってございます。これは、節19負・補・交で一般被保険者にかかわる療養給付費の伸びによる増額でございます。一般被保険者療養給付費につきましては、当初予算におきまして対前年度比7.7%、率にしまして7,451万3,000円増の11億3,758万6,000円で計上したものでございますが、依然として高い伸びを示している状況にありますことから、今後の伸び等を勘案いたしまして増額したいものでございます。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で965万円の増額につきましても、節19負・補・交でございまして、こちらも一般被保険者にかかわる高額療養費の伸びに伴いましての増額でございます。当初予算におきましては1億2,205万1,000円で計上したものでございますが、療養給付費同様、これまでの支出の状況、及び今後の伸び等を勘案しまして増額したいものでございます。

次の款3後期高齢者支援金等で1,378万3,000円の減額、また、款5老人保健拠出金で399万9,000円の減額、並びに次の款6介護納付金で494万1,000円、それぞれの減額につきましては、本年度の拠出金等の支払額が決定したことに伴いましての減額となるものでございます。

次、10ページをお願いいたします。

款10諸支出金、項1の償還金及び還付加算金、目3の償還金で70万4,000円の増額になってございます。これは、節23償還金・利子及び割引料でございまして、高額療養費共同事業交付金の超過分でございます。これを国保連合会へ返還するものでございます。

事業勘定につきましては、以上でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

施設勘定につきましてご説明いたします。

歳入でございますが、款4繰入金、項2の基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で464万6,000円の減額になってございます。これは、今回の補正の歳入歳出予算の財源調整に伴いまして基金に戻し入れをするものでございます。

次の款7国庫支出金、項1国庫補助金、目1の災害復旧費補助金で298万3,000円の増額になってございます。これはさきの東日本大震災で被害を受けました国保診療所玄関アプローチ及び雨水管補修の復旧工事が、国の医療施設等災害復旧費補助金に採択されたことによりまして計上するものでございます。

続きまして、次の16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1の一般管理費で166万3,000円の減額となっております。

節4の共済費の28万3,000円の増額につきましては、職員共済組合の負担金増額分でございます。

また、節7賃金の170万円の減額につきましては、臨時雇人料でございまして、医師賃金及び看護婦賃金分を今年度の決算見込みに伴いまして減額をしたものでございます。

また、節14使用料及び賃借料の24万6,000円の減額につきましては、診療所で使用する公用車のリース契約に伴う契約差金でございます。

戻っていただきまして13ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。これは国保診療所公用車の賃借料でございまして、当該賃借料に係る限度額の変更でございます。補正前の246万円を補正後といたしまして196万円に変更するものでございまして、先ほど説明しましたとおり、契約額の確定に伴う変更分でございます。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第11号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、議案第11号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について補足説明いたします。

4ページをお願いいたします。

初めに、繰越明許費でございますが、流域下水道建設負担金218万6,000円と羽根野地区污水管渠敷設工事3,000万円を繰り越すものでございます。

流域下水道建設負担金の繰り越しは、浄化センター内の工事で、納入される機器が震災の関係で納入がおくれたことにより年度内完了ができないことから繰り越すものでございます。

また、羽根野地区污水管渠敷設工事は、追加で国からの補助金の内示があったことにより、繰り越して工事を行うものでございます。

次に、下の5ページでございます。

地方債の補正でございますが、限度額を3,700万円に増額するものでございます。これは、建設事業費にあわせて起債額を増額することに伴うものの補正でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますけれども、款2 使用料及び手数料の目1 下水道使用料405万6,000円の減額でございます。内訳は現年度分が576万円の減です。これは実績によるものでありまして、震災等の影響で節水された関係で使用水量が減ったことによるものだと思います。

続きまして、過年度分170万4,000円の増額でございますが、これは、夜間などの滞納整理や催告による実績からのものでございます。

次の款3 国庫支出金の目1 下水道費補助金238万円の増額でございますが、これは先ほど説明しましたとおり、追加で内示があったことによる補助金の増額でございます。

次の款4 繰入金の目1 一般会計繰入金1,293万9,000円の減額でございますが、起債額の増額に伴うものでございます。

次の目1 財政調整基金繰入金691万3,000円の減額でございますが、これは国庫補助金及び起債額の調整分を減額するものでございます。

次の款6 諸収入の目1 雑入80万5,000円の増額でございますが、これは消費税の還付金でございます。

次の款7 町債の目1 下水道債1,500万円の増額は、羽根野地区污水管渠設置に伴う追加起債したものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出を説明いたします。

款1 下水道費の目1 公共下水道建設事業費の96万2,000円の増額でございますが、制度の改正による共済費の増額と、下水道整備費の霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金85万4,000円の増額で、事業費確定に伴うものでございます。

次の目2 公共下水道維持管理費の309万2,000円の減額でございますが、内訳といたしまして制度の改正による共済費の増額と、負・補・交の霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金129万5,000円の増額です。この増額は浄化センターに流入する汚水量の確定に伴う補正でございます。

次の公課費、消費税及び地方消費税の415万円の減額でございますが、これは消費税の申告額確定に伴うものでございます。

次の使用料徴収事務費と下水道維持管理工事費の委託料は、額が確定したことによるものでございます。

次の9ページの款2 公債費の目2 利子359万3,000円の減額でございますが、これは前年度に繰り上げ償還をしたことに伴う減額でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第12号について、福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第12号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1介護保険料、項1介護保険料で調定見込みによりまして171万3,000円を増額するものでございます。節1の特別徴収現年度分で503万8,000円を増額、節2の普通徴収現年度分で332万5,000円を減額するものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金で118万5,000円を減額するものでございますが、これは保険給付費の減額に伴いまして、それにかかる費用の国負担分の減額でございます。

次に、項2の国庫補助金、目1調整交付金で2,884万円の減額でございますが、当初、介護給付費の3%を見込んでおりましたが、内示額が75万3,000円ということで減額するものでございます。

目4の介護保険災害臨時特例補助金19万9,000円を増額につきましては、被災者の利用者負担額免除分等の追加分でございます。

目5介護保険事業費補助金15万7,000円を増額につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修事業費の補助金で、事業費の2分の1でございます。

次に、款4の支払基金交付金、目1介護給付費交付金で376万5,000円の減額、款5県支出金、目1の介護給付費負担金で289万4,000円の減額、次のページの款6繰入金、目1の介護給付費繰入金で156万8,000円の減額につきましては、保険給付費の減額見込みに伴いましてそれぞれの負担割合により減額するものでございます。

また、一般会計繰入金の目2一般会計繰入金、節1の事務費繰入金15万8,000円を増額につきましては、システム改修費の2分の1の負担でございます。

続いて、款6繰入金、項2の基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金で2,395万8,000円を増額でございますが、これは今回の補正の不足分を準備基金から繰り入れるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費で31万5,000円を増額でございますが、これは介護報酬改定に伴うシステム改修業務委託料でございます。

次に、款2保険給付費で項1の介護サービス等諸費から11ページの項6特定入所者介護サービス等費までにつきましては、それぞれの利用見込みにより補正をお願いするものでございます。

また、国庫補助金の減額に伴いまして財源内訳を組み替えるものでございます。

また、一部災害臨時特例分の追加がございます。

12ページをお願いいたします。

款6諸支出金、目1災害臨時特例支出金1万2,000円を増額につきましては、新たに該当

者が認定されたため、食費あるいは居住費減免負担金を増額するものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第13号について、保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

保健福祉センター所長（石塚 稔君） それでは、議案第13号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

この補正予算は、歳入内の金額の増減変更をするものでございます。

款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1居宅介護サービス費収入、節1介護予防ケアマネジメント費収入でございますが、58万2,000円減額し387万2,000円とするものでございまして、同時に款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金を、同じ数字の58万2,000円を増額し103万円とするものでございまして、これは介護予防ケアマネジメント費収入が不足見込みとなりましたことから、不足分を一般会計繰入金を増額するというものでございます。

理由といたしまして、ケアプランの数でございますが、要介護に移行した人や利用者の中でもサービスを一時的に休止した方など、震災などの影響により一時的に他市町村の家族のもとへ帰ったことによりサービスを使わなかった等の理由によるものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第14号について、保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第14号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料、目1の後期高齢者医療保険料で124万6,000円を増額でございます。これは、節1の特別徴収現年度分でございますが、特別徴収に伴う被保険者数が当初見込みよりもふえることが見込まれることから、それに伴いまして保険料を増額するものでございます。

次に、款3の繰入金で項1一般会計繰入金、目2の事務費繰入金で33万円の減額となっております。これは事務費繰入金で今年度の広域連合共通経費負担金の決定に伴いましての減額でございます。

また、同じく目3の保険基盤安定繰入金で25万6,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金でございますが、低所得者に対する軽減額の減によるものでございます。

次に、5ページでございます。

歳出でございますが、款1の総務費、目1の一般管理費で33万円の減額につきましては、

ただいま申し上げましたように、節19負・補・交でございますが、後期高齢者医療共通経費負担金でございます、事務費の確定によるものでございます。

次の款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1の後期高齢者医療広域連合納付金で99万円の増額につきましては、歳入でご説明しましたように、被保険者数の増等によりまして保険料が増額となることから、納付金の増によるものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第15号について、水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第15号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、補足してご説明いたします。

3ページお開き願います。

まず、収益的収入及び支出の支出の方でございますが、款1水道事業費、項1営業費用、目2の配水及び給水費で80万円を増額補正するものでございます。これは水道工事に必要な貯蔵資材等の購入費でございます。

次に、目3の総係費で62万3,000円を増額補正でございまして、これは職員の給料と法定福利費の確定による補正分でございます。それと、通信運搬費の増額でございまして、これは後納郵便料金5万7,000円につきましては、事業統合に伴いまして関係機関への諸手続や、また町外にお住まいの方への通知等の郵送料がふえたためでございます。その下の複写機運搬費の3万6,750円につきましては、現在、水道課で使用しているコピー機を今月の30日に利根町図書館まで運搬し設置するための費用でございます。

次に、目6の資産減耗費で168万2,000円を増額補正し、総額を2億2,874万5,000円とするものでございます。これは、固定資産の除却費で、県南水道企業団加入に伴いまして、不必要となる固定資産の残存価格を除却するもので、当初見込みよりもふえた分でございます。主なものは次亜塩素の注入装置、6トンのものが2基、その他もろもろの不用資材等でございます。

次に、款1水道事業費、項3特別損失、目1特別損失で1億8,447万8,000円を増額補正し、総額を3億4,054万2,000円とするものでございます。

内訳につきましては、上水道負担金不納欠損処分で4,500万円、これにつきましては、四季の丘2丁目の郵便局東側にある不動産業者所有の未開発の土地1万5,765平米にかかる給水協定書に基づく負担金5,200万円のうちの、未納分となっております4,500万円でございます。このたびの県南水道企業団との統合に伴いまして、同企業団には給水協定書に基づく負担金徴収の制度がなく、これにかわって給水加入金として徴収するために、統合前に不納欠損処分をするものでございます。

その下の県南水道企業団加入に伴う修正損1億3,947万7,611円につきましては、企業会計上で、利根町においては第4条予算に計上していた老朽給水管布設替え工事関係費並びに制水弁設置費等が、県南水道企業団では第3条予算に計上して処理しているという会計

上の違いから、その残存価格を修正損として処分するものでございまして、県南水道企業団の会計と整合性をとるための補正でございます。

いずれも帳簿上での処理でございまして、現金支出を伴わない支出でございます。

次に、資本的収入及び支出の支出の部でございます。

款1 資本的支出、項3 負担金、目1 の負担金で944万7,000円を増額し総額を2億2,644万7,000円とするものでございます。これは、茨城県企業局へ支払う送水管布設工事負担金で、工事区間が予定よりも1工区ふえたことによる増額分でございます。ふえました工区につきましては、水路部分の推進工事でございます。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第9号から議案第15号までの7件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月7日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩いたします。

午後零時35分休憩

午後1時45分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第18、議案第16号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、議案第16号 利根町教育委員会委員の任命について、補足してご説明申し上げます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるため提案をするものでございます。

利根町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、同意を求めるものでございます。

- 1 住 所 茨城県北相馬郡利根町大字立木2023番地
- 2 氏 名 木村矩男氏
- 3 生年月日 昭和22年10月20日

そのほか略歴につきましては、参考資料をご参照いただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第16号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月7日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第19、議案第17号 文間地区農村集落センターの指定管理者の指定についてから、日程第21、議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第19、議案第17号 文間地区農村集落センターの指定管理者の指定についてから、日程第21、議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第17号及び議案第18号について、経済課長菅田哲夫君。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） それでは、議案第17号 文間地区農村集落センターの指定管理者の指定について、補足してご説明申し上げます。

こちらは、提案理由にもありますとおり、利根町農村集落センター条例第3条の規定により指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

この文間地区農村集落センターは、指定管理者制度導入以来6年間、文間地区農村集落センター運営委員会が適正に管理運営を行ってきております。

このたび、本年3月31日をもって指定期間満了となりますため、更新の申請がございまして、選定委員会の審査を受けてございます。

以上の理由に基づきまして指定管理者を下記のとおり指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

- | | |
|-------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 文間地区農村集落センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 利根町大房488番地2
文間地区農村集落センター運営委員会
委員長 大古 豊氏 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで |

なお、指定管理者の指定につきまして、事業計画書、団体の略歴、選定理由等につきましては、別紙の参考資料のとおりでございます。ご参照願いたいと思います。

続きまして、議案第18号でございます。

議案第18号 利根東部農村集落センターの指定管理者の指定について、補足してご説明申し上げます。

こちらは、提案理由にもございますとおり、利根町農村集落センター条例第3条の規定により指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

この利根東部農村集落センターは、指定管理者制度導入以来6年間、利根東部農村集落センター運営委員会が適正に管理運営を行ってきております。

このたび、本年3月31日をもって指定期間満了となりますため更新の申請があり、選定委員会の審査を受けてございます。

以上の理由に基づきまして指定管理者を下記のとおり指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

- 1 公の施設の名称 利根東部農村集落センター
- 2 指定管理者 利根町加納新田2736番地
利根東部農村集落センター運営委員会
委員長 増田照樹氏
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

なお、指定管理者の指定につきまして、事業計画書、団体の略歴、選定理由等につきましては、別紙の参考資料のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第19号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について、補足して説明いたします。

お手元でございますように、指定管理者を下記のとおり指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

- 1 公の施設の名称 利根緑地運動公園ゴルフ練習場
- 2 指定管理者 利根町大字布川2947番地
利根町商工会
会長 二瓶公男氏
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間

裏に提案理由が書いてございます。

利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例第3条の規定により指定管理者による管理を

行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

お手元に参考資料としましてございますように、平成9年から18年まで9年間、町からの委託をしているもの、あとはことしの3月31日まで引き続き指定管理者制度でやってございます。そのような関係から、指定管理者に選んだという理由でございます。

詳しくはその参考資料をごらんになっていただきたいと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第17号から議案第19号までの3件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月7日に質疑、討論、採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第22、議員提出議案第1号 放射能等災害対策特別委員会の設置についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。

提出者利根町議会議員井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） それでは、ご説明申し上げます。

議員提出議案第1号

平成24年3月1日

利根町議会議長 五十嵐辰雄様

提出者	利根町議会議員	井原正光
賛成者	同	高橋一男
賛成者	同	若泉昌寿
賛成者	同	白旗修
賛成者	同	坂本啓次
賛成者	同	花嶋美清雄
賛成者	同	新井邦弘
賛成者	同	守谷貞明
賛成者	同	船川京子
賛成者	同	今井利和

全員の方からの提出でございます。賛成者を得ました。

放射能等災害対策特別委員会の設置について

上記について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

1. 特別委員会の名称 放射能等災害対策特別委員会

2. 設置目的 東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射能対策に関する予算や調査について、集中的に審査する

3. 委員定数 6名

4. 調査期間 調査終了までに在置し、閉会中もなお調査を行う

それでは、提案理由についてもう少しご説明申し上げます。

放射能による生命や健康、地域経済等への被害、影響を早急に払拭し、町民の安全・安心な生活の確保に向けた速やかな対策を求め、放射能等災害対策特別委員会の設置を提案するものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

本案については、賛成議員が全員でありますので、質疑及び討論を省略し、原案のとおり決定することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時58分休憩

午後2時07分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

選任については、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長において指名します。

委員会の構成委員は事務局長に朗読させます。

議会事務局長酒井賢治君。

議会事務局長（酒井賢治君） それでは、放射能等災害対策特別委員会委員6名を朗読いたします。

花嶋美清雄議員、船川京子議員、守谷貞明議員、井原正光議員、今井利和議員、白旗修議員、以上の6名でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 朗読が終わりました。

お諮りします。

ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、放射能等災害対策特別委員会委員は事務局長が朗読したとおり選任することに決定しました。

休憩中に全員協議会室において放射能等災害対策特別委員会を開催しますのでお集まりください。

暫時休憩します。

午後 2 時 0 9 分休憩

午後 2 時 1 6 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に放射能等災害対策特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

仮委員長から互選結果の報告を求めます。

仮委員長白旗 修君。

放射能等災害対策特別委員会仮委員長（白旗 修君） ただいま放射能等災害対策特別委員会を開きまして、委員長並びに副委員長の互選を行いました。その結果、委員長には井原正光委員、そして副委員長には花嶋美清雄委員が選出されました。

以上、報告をいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 報告が終わりました。

ここで委員長のあいさつをお願いします。

放射能等災害対策特別委員会委員長井原正光君。

放射能等災害対策特別委員会委員長（井原正光君） それでは、ごあいさつ申し上げます。

提出議案の提案理由等の中にも入っていることですが、利根町は依然として高い放射能の濃度が測定されているという現実があります。

町民からの請願等の提出はまだございませんけれども、多くの方々から不安の声を聞いておるところでございます。議会といたしましても大変遅ればせながら、福島第一原子力発電所の事故が原因の放射能物質による環境汚染状況を調査いたしまして、その調査をした中で行政に対策を求めるということはもちろんでございますが、情報等を町民と共有いたしまして、そして理解、協力を得て放射能からの不安を払拭いたしまして、将来の子供たちのために安心して暮らせる環境を取り戻すということで活動をしてまいりたいと思いますので、今回、この委員になられなかった議員の方々もひとつご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後 1 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後 2 時 2 0 分散会